

(別冊)

平成29年度和歌山県一般会計補正予算

和歌山県

目 次

平成29年度和歌山県一般会計補正予算	1
--------------------	---

平成29年度和歌山県一般会計補正予算

平成29年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ565,589,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		1,138,483	420	1,138,903
	2 負担金	1,069,494	420	1,069,914
9 国庫支出金		72,655,483	22,337	72,677,820
	2 国庫補助金	39,993,610	22,337	40,015,947
12 繰入金		8,721,949	2,517	8,724,466
	2 基金繰入金	8,068,746	2,517	8,071,263
15 県債		75,203,600	3,600	75,207,200
	1 県債	75,203,600	3,600	75,207,200
歳入合計		565,560,857	28,874	565,589,731

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		72,601,693	4,674	72,606,367
	2 児 童 福 祉 費	13,042,271	4,674	13,046,945
7 商 工 費		92,155,754	20,000	92,175,754
	2 工 鉱 業 費	10,860,440	20,000	10,880,440
8 土 木 費		74,693,731	4,200	74,697,931
	3 河 川 海 岸 費	16,219,547	4,200	16,223,747
歳 出 合 計		565,560,857	28,874	565,589,731

第2表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成29年度情報交流センターBig・U維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成32年度 (4年)	224,481
2 平成29年度NPOサポートセンター維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成32年度 (4年)	75,589
3 平成29年度紀北青少年の家維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成31年度 (6年)	186,029
4 平成29年度白崎青少年の家維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成34年度 (6年)	147,859
5 平成29年度潮岬青少年の家維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成34年度 (6年)	165,463
6 平成29年度和歌浦漁港維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成32年度 (4年)	25,380
7 平成29年度和歌山マリーナ維持運営管理委託(ディンギー)	自 平成29年度 至 平成32年度 (4年)	19,026
8 平成29年度和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・和歌山ビッグウェーブ維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成32年度 (4年)	286,104

第3表 地方債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災対策事業	千円 261,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 264,700	(1)借入先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。

和歌山県報

平成二十九年七月十八日

号外

別冊